



かわさき市「川崎市子どもの権利に関する条例」について

川崎市には、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」のほか、人権に関する条例がいくつかあります。その一つが、「川崎市子どもの権利に関する条例」です。子どもが一人の人間として大切にされ、守り、守られながら自分らしく生きられるようにすることを目指してつくられました。

この条例では、子どもが持っている7つの権利が書かれていますが、このうち「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」と最も深く関連しているのが、「個別の必要に応じて支援を受ける権利」です。

子どもの大切な権利

- ・安心して生きる権利
- ・ありのままの自分でいる権利
- ・自分を守り、守られる権利
- ・自分で決める権利
- ・自分を豊かにし、力づけられる権利
- ・参加する権利
- ・個別の必要に応じて支援を受ける権利

子どもは置かれた状況が違っていても差別されません。また、障害のある子どもや、外国人などの子どもが自分らしく生き、社会に参加して交流ができるように、その子どもの必要にあわせて助けてもらえます。

学習を通して考えたことを書きましょう。

相談したいときは… (あなたにふさわしいところをえらんでね)

いじめや友達のことなどで、つらいとき、こまっているときは
かわさき市 川崎市人権オンブズパーソンに電話してね。

子どもあんしんダイヤル

0120-813-887 (子ども専用・無料)

044-813-3110 (大人の方用) ※

※変更予定あり 令和6(2024)年8月以降の番号は市HPにて

相談時間／月・水・金曜日 午後1時～午後7時
土曜日 午前9時～午後3時
祝日・年末年始はお休みです。

法務局 こどもの人権110番

ひとりでなやまず電話してね!

0120-007-110

相談時間／月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分
祝日・年末年始はお休みです。(全国共通・通話料無料)

かながわ子ども家庭110番相談LINE

LINE上の登録名とアイコン画像のみで相談できます。
(次のどちらかで「友だち追加」をして相談)

LINE検索から、LINEアプリのホーム画面で

ID「@kana_kodomo110」

を検索して追加

※「友だち検索」機能ではありません。

スマートフォンなどで下のコードを読み取って追加



月曜日から土曜日までの午前9時～午後9時(年末年始を除く。)

※混んでいるときは、相談を受けられないことがあります。

【問合せ先】 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
川崎市市民文化局人権・男女共同参画室
電話 044-200-0098 FAX 044-200-3914

【発行】 川崎市・川崎市教育委員会

令和6(2024)年6月

中高生版

ストップ 不当な差別

かわさき市 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例



川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、令和元(2019)年12月に条例を制定しました。それが、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」です。



川崎市・川崎市教育委員会



かわさき し さ べつ じんけんそんちよう
川崎市差別のない人権尊重の
まちづくり条例はどうしてでき
たのかな？川崎市をのぞいて
みよう！



かわさき し ふ とう さ べつ かいしよう む
川崎市は、あらゆる不当な差別の解消に向けて、
人権施策を実施してきましたが、不当な差別は
依然として存在し、本邦外出身者（外国につな
がりのある人）に対する不当な差別的言動やイン
ターネットを利用した人権侵害などの人権課題も
生じるようになりました。こうした状況を踏まえ、
市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の
解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の
普及をより一層推進していく必要があります。

どんな条例なのかな。



ふ とう さ べつ かいしよう じんけん そんちよう
不当な差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりを
推進するための様々な取組を定めたものです。



「不当な差別」って何？

じんけん ねんれい せいべつ しゅっしん しょうがい
人間には、もともと、年齢、性別、出身、障害のあり
なしといった違いがあります。人と違うからという理由
だけで、他に正当な理由がないのに、他の人にはしない
ような取扱いや言動をするのが「不当な差別」です。

「人権」って何？



すべ ひとびと せいめい じ ゆう かく ほ こうふく
「全ての人が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を
追求する権利」、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれ
ながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切な
もの、違いを認め合う心によって守られるものだとされ
ています。

じょうれい くわ
条例についてもっと詳しい
情報を知りたい人はこちら



かんが 考えてみよう！

ネット社会と人権侵害



じんけん がっこうせいかつ わたし にちじよう
人権は、学校生活をはじめとして私たちの日常のさま
ざまな場面で関わってきますが、とても問題になりやすい
のはインターネットです。

げんだい つか じ ぶん かんが あこな
現代は、SNSなどを使えば、自分の考えたこと、行っ
たことを世の中に簡単に発信することができますが、
情報の発信の仕方ひとつで、悪気はなくても、誰かを傷つ
けてしまうことがあることを理解していますか？

しゃかい こわ き つ
ネット社会において、とにかく怖いのが、「決め付け」や
「思い込み」です。

じょうほう はっしん まえ あいて たち ぼ た
ネットで情報の発信をする前に、相手の立場に立って
考えましょう。それが人権侵害を防ぐことにつながります。

しゃかい じんけんしんが い
ネット社会と人権侵害
だれ じんけんしんが い かがいや ひがいや え
～誰もが人権侵害の加害者にも、被害者にもなり得るSNS～



みなさんは、どう思いますか？
周囲で同じような話を聞いたことがありますか？